

「大阪府議会広報テレビ番組等制作及び放送業務」

公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「大阪府議会広報テレビ番組等制作及び放送業務」について、公募型プロポーザル方式により最優秀提案事業者を選定するため、「大阪府議会広報テレビ番組等制作及び放送業務」公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱日から令和6年3月31日までとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員長には、大阪府議会広報委員会委員長を充てる。

2 委員長は、会務を総轄する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、委員長が委員会を招集するいとまがないと認めるときその他やむを得ない理由があるときには、委員に対する回議をもって開催したものとすることができる。

(謝礼)

第5条 委員の報酬の額は、日額9,800円とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員のうち大阪府議会議員及び府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第6条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、大阪府議会事務局総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めがあるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

別表

役 職	委員名
大阪府議会議員	市來 隼
大阪府議会議員	内海 久子
大阪府議会議員	大竹 いずみ
大阪府議会議員	奥村 ヌキエ
大阪府議会議員	木下 昌久
大阪府議会議員	くすのき 好美
大阪府議会議員	須田 旭
摂南大学 経営学部経営情報学科准教授	田中 祥司
大阪府議会議員	広野 瑞穂
大阪府議会議員	堀江 ゆう
羽衣国際大学 名誉教授	村上 清身

<五十音順>